

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

職員棟高架水槽排水バルブ廻り水漏れ修繕

2 履行場所

横浜市磯子区森3-11-1
横浜市立屏風浦小学校

3 契約日

令和7年1月20日

4 履行日又は履行期間

令和7年2月22日

5 契約金額

171,600円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

12条点検の際に、本校職員棟の高架水槽周辺より水漏れがあることが点検業者からの報告により発覚した。高架水槽からつながるバルブ廻りが劣化により水漏れしていることが判明した。水漏れは、滴る程度ではなく、常に水が漏れており水道代の高騰にもつながりかねないため緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に登録されている業者の中から、迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立屏風浦小学校